

○社会情勢の変化、および、上位関連計画

1. 現行計画策定後の社会情勢の変化

●旧中村市と旧西土佐村の合併により四万十市誕生（平成 17 年 4 月）

平成 17 年 4 月に旧中村市と旧西土佐村が合併し、現在の四万十市が誕生した。
 市域が大きく広がったことにより、総合計画等ではこれを含めた市全体での計画が必要となるが、旧西土佐村には都市計画区域が決定されていないため、都市計画マスタープランの検討においては、旧西土佐村地域への直接的な計画を行うことは無い。ただし、都市計画区域内において、他の市内拠点との連携を担う都市施設などがある場合は、旧西土佐村内の拠点との連携機能等について考慮する必要がある。
 また、将来的には旧西土佐村の中心拠点部への都市計画決定（区域区分）の必要性について、検討を行っていく必要がある。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画
 ・平成 17 年以降に策定・改訂された計画全般

●東日本大震災（平成 23 年 3 月）や熊本地震（平成 28 年 4 月）の発生による安心・安全に関する考え方の変化

平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生し、津波の被害により多くの命が失われた。また、最近では平成 28 年 4 月に熊本地震が発生し、地震動による建物の崩壊により多数の死者が出た。
 近い将来に発生が予測されている南海トラフによる地震により、四万十市においても地震動および津波による大きな影響が予測されており、住民の安心・安全に関する意識も高まっている。
 東日本大震災以降、地震・津波の対策については多くの施策が実施されているものの、より一層の「災害に強いまちづくり」について検討および施策の実施を行っていく必要がある。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画
 ・四万十市総合計画
 ・四万十市地域防災計画 等

●人口減少・少子高齢化の進行と今後のさらなる深刻化の予測

四万十市の人口は昭和 60 年以降減少傾向にあり、また、高齢化も進行している。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040 年（平成 52 年）の人口は約 23,400 人となり、現在よりも約 1 万人以上減少すると予測されている。
 また、日本創成会議・人口減少問題検討分科会によると、2010 年からの 30 年間で、20～39 歳の女性人口の減少率は「64.4%」と予測されており、「消滅可能性都市」のリストにも挙げられている。
 現行計画においては人口フレームの目標を微増と設定して計画を行っていたが、今後は人口減少を前提としたまちづくりの方針や、少しでも人口減少を食い止めるための施策等について検討・計画を行っていく必要がある。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画
 ・四万十市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン
 （その他概ねの計画において人口減少は課題となっている）

●中心市街地部の空洞化や市内の産業活力の低下

中心市街地商店街の空き店舗率が、平成 15 年の 14.8%から平成 20 年には 20.5%と増加し、中心市街地部の空洞化が顕著となっている。

また、市内の総生産額を見ると、減少傾向が続いており、平成 13 年～平成 23 年で 14.4%の減少となっている。加えて、総生産額のうちの約 85%が第 3 次産業によるもので、第 1 次・第 2 次産業の活力低下が目立っている。

このため、今後は中心市街地の再興や第 1 次・第 2 次産業の復興を目指した施策等について検討を行う必要がある。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画

- ・四万十市総合計画
 - ・四万十市中心市街地活性化基本計画
 - ・四万十市産業振興計画
- 等

●厳しさを増す市財政と、公共施設等の維持管理費・更新費の高騰化予測

市の財政力を示す「財政力指数」は平成 20 年度までは『0.39』前後で横ばいで推移していたが、以降は減少して平成 25 年度には『0.33』まで落ち込みを見せており、市財政の厳しさが年々増していることが窺える。

また、市内には 1970 年～1980 年頃の高度成長期に建てられ、築後 40 年前後が経過し老朽化した公共施設が多数存在している。今後、これらの施設の更新時期が一気に訪れるため、維持・更新していくための費用が高騰することが予測される。厳しい財政の中で、これらの施設を維持していくための施策検討が必要であり、都市施設の計画として公共施設の統廃合・複合化を含めた検討も必要となる。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画

- ・四万十市総合計画
- ※公共施設等総合管理計画（今年度策定予定）

●四国横断自動車道の延伸

現行計画策定時の平成 13 年 2 月時点で、高知市側からの高速道路は伊野 IC までしか開通しておらず（伊野 IC～須崎東 IC 間は平成 14 年 9 月開通）、窪川 IC～佐賀 IC 間も事業化前であった。

現在は四万十中央 IC まで開通し、次区間における片坂バイパスの工事が進められている状況である。また、佐賀 IC～四万十 IC 間についても事業化に向けた取り組みが進められており、四万十市までの高速延伸を現実的なものとして捉えられるようになってきた。

よって、今後の検討では、四国横断自動車道が四万十 IC まで延伸した場合の車（人）・物の流れを十分に考慮したうえで、都市施設等の計画を行っていく必要がある。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画

- ・四万十市総合計画

●新たなインバウンド目標値の提示

平成 28 年 3 月 30 日に開催された「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」にて、安倍総理大臣より「2020 年に 4000 万人来訪、8 兆円消費」というこれまでの倍となる、新たな訪日外国人の目標値（案）が示された。

これを受け、観光が主要産業となっている四万十市においても、より多くの観光来訪者を呼び、受け入れるための施策について検討を行っていく必要がある。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画

- ・無し（直近の変化のため）

2. 現行計画策定後に策定された主な上位関連計画の概要

○高知県都市計画マスタープラン（高知県・平成 16 年 3 月策定）

【西部広域圏域の将来象】

ナマのしまんと・あしずりを感じる観光戦略、
土佐西南の磨き上げ

方針 1 観光の振興を地域の振興のコメとして

- ・自然環境を保全するとともに、レクリエーション活動や体験学習などによる交流人口の拡大を図るなど観光振興への活用に取り組んでいきます。

方針 2 魅力ある生活環境づくりから産業振興への連携

- ・良好な自然環境を活かした魅力ある生活環境づくりによって定住の促進を図るとともに、観光振興や定住促進が農林漁業・商工業など産業振興へとつながる仕組みづくりを進めていきます。

方針 3 “遊” から“感”へ

- ・“遊”はこれまでの観光振興でキーワードとした取り組みであり、“感”は近年高まりつつあるニーズをあらわします。施設観光から自然環境を体感する・味わうといった観光の振興に取り組めます。

【都市づくりの方針】

①拠点都市の機能拡充

- ・西部圏域においては、中村市・宿毛市・土佐清水市が拠点都市（母都市）として位置づけられ、これら3市の都市機能連携をもって県西部発展の原動力としていきます。中村・宿毛市は周辺町村への生活・都市サービスを供給する都市として、土佐清水市は地理的条件から自立性を持った都市として、その都市機能の拡充を図ります。

②広域道路網の整備促進

- ・これまで、圏域として自立性を持ちながらも県中央部から離れた地理的条件が産業振興等経済活動の大きな制約となってきました。今後、国道 56 号バイパス（窪川～佐賀、大方改良など）や中村宿毛道路など高規格の道路整備を促進するとともに、宿毛湾港や足摺港などの港湾機能を活かした海上交通の拡充を図り、県内外と結ぶ交通条件の高度化を図っていきます。
- ・また、拠点都市間や周辺町村からのアクセス道路となる国道・県道等も整備していきます。国道 321 号や 441 号などは海岸景観や四万十川の流域環境を味わう観光道路として、周辺の自然環境に配慮しつつ、サイクリングロードやポケットパークの整備、道路景観整備を検討していきます。

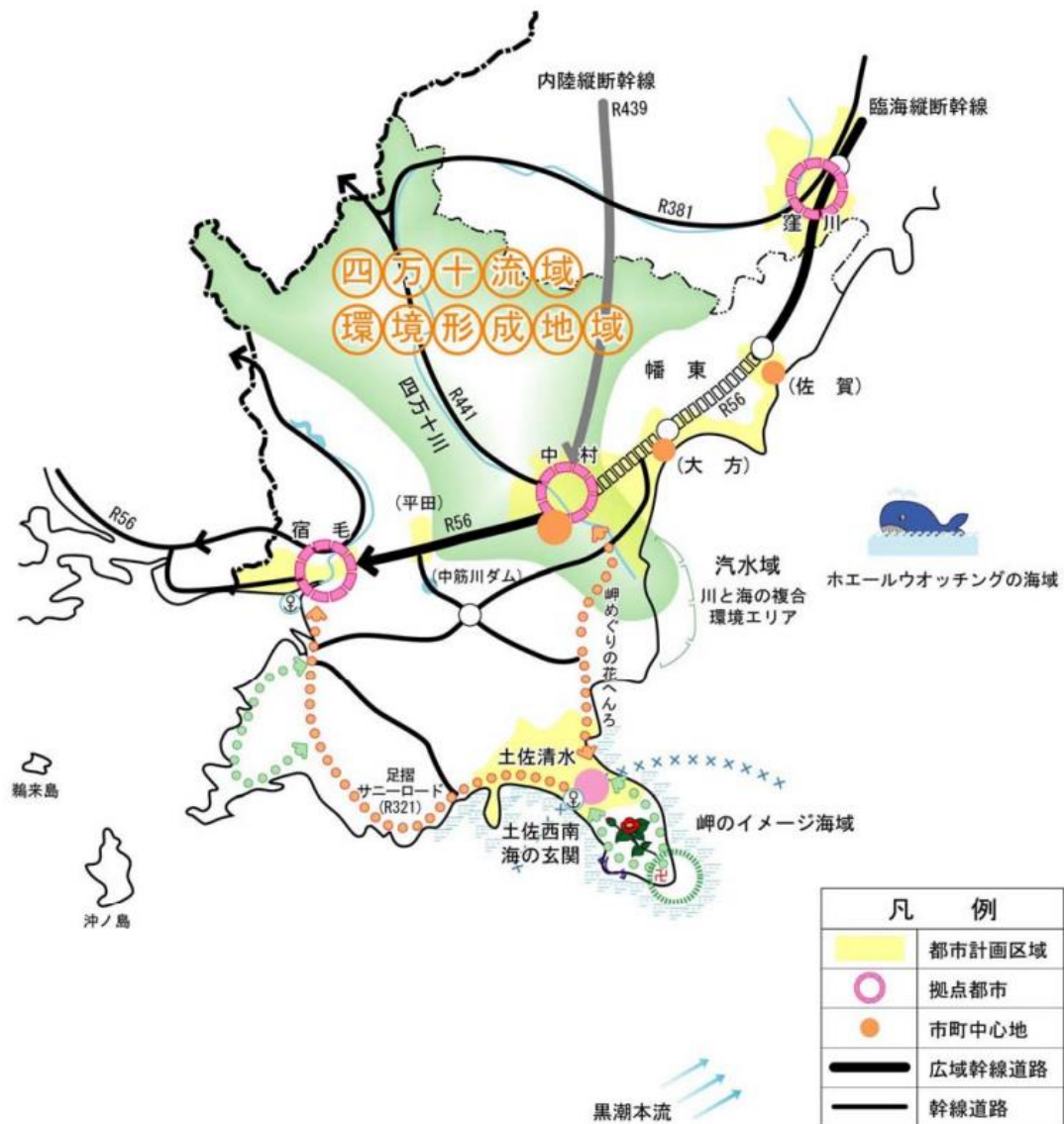
③定住基盤（条件）整備の促進

- ・“しまんと・あしずり”の自然のブランドイメージを活かし、多様なニーズに対応した住宅地の供給や、市街地・集落地における住宅密集地の改善など、定住基盤整備に取り組んでいきます。

④自然環境の保全と活用

- ・“しまんと・あしずり”ブランドの重要な要素である山・川・海を有機的につなぐる自然の系として保全していきます。特に四万十川流域は、自然・くらし・文化が織り込まれた地域であり、中でも河口付近（汽水域）は山～川～海をつなぐ貴重な生態系や自然の営みを有しており、新たな地域おこしの拠点として活用を図っていきます。

【都市づくりの方針図】



【都市計画の目標】

清流と街が輝く 拠点都市

【基本理念】

基本理念1 海と緑と歴史がいきづくまちづくり

- ・四万十川をはじめ、山林や農地などの多様な生物の生息空間の保全と創出を図り、自然と共生する都市づくりを進めていきます。あわせて、景観形成を図り、水と緑と歴史を身近に感じ、調和した良好な市街地形成を進めていきます。

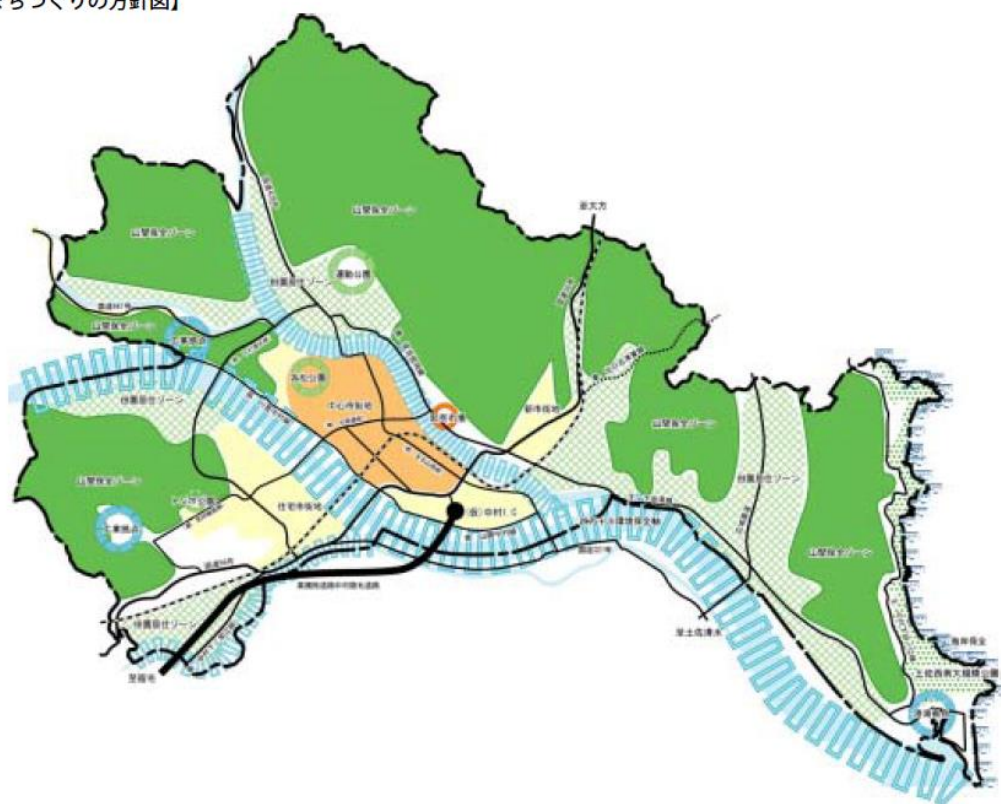
基本理念2 県西南地域の拠点として活力と賑わいをうみだすまちづくり

- ・西南地域における広域的な都市サービス機能を担う拠点都市として、高速交通体系のインパクトを最大限活かし、産業基盤や新市街地の整備、関連道路網の整備などにより、都市拠点機能を高めていきます。

基本理念3 安全で人にやさしいまちづくり

- ・地震などの災害に対応した海岸や河川の整備とともに、道路や公園等の防災ネットワークを整備し、都市の安全性を確保します。また少子・高齢化社会に対応するため、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーをコンセプトに、全ての人に配慮したまちづくりを進めます。

【まちづくりの方針図】



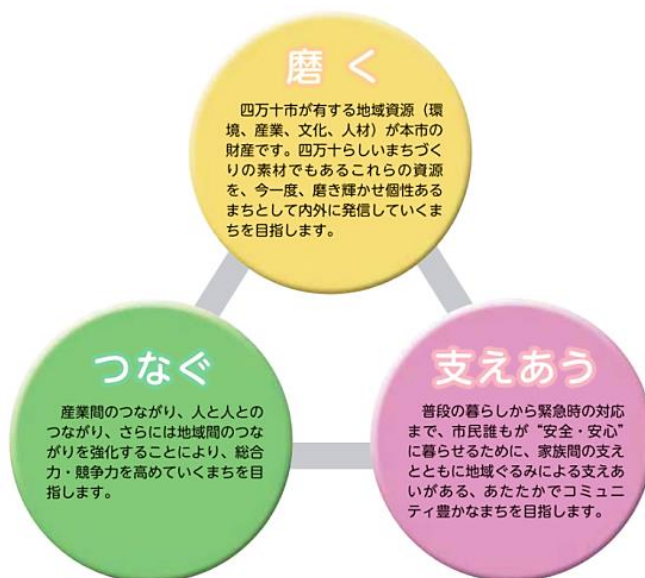
○四万十市総合計画（四万十市・平成 27 年 3 月策定）

【計画期間】

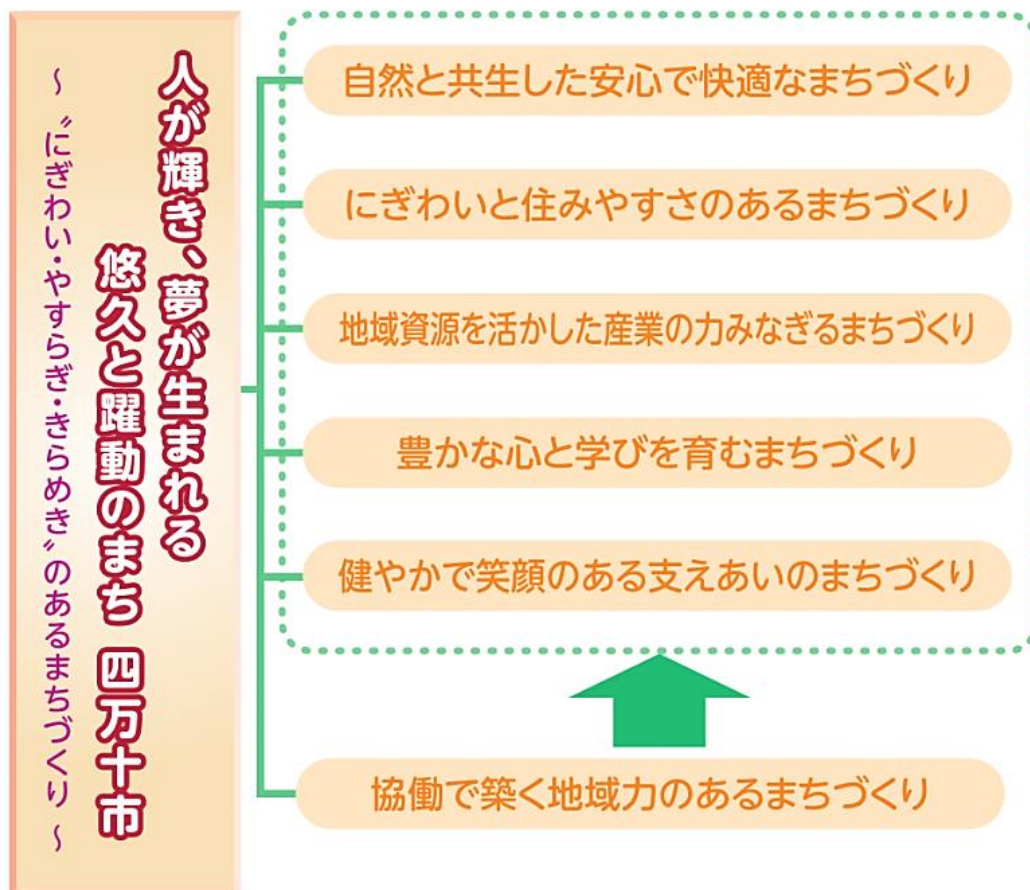
平成 27 年度～平成 36 年度(10 年間)

〔 前期基本計画 平成 27 年度～31 年度(5 年間) 〕
〔 後期基本計画 平成 32 年度～36 年度(5 年間) 〕

【基本理念】



【将来像及び基本目標】



■自然と共生した安心で快適なまちづくり

政 策	施 策
1.環境との共生の推進	1 豊かな自然環境の保全
	2 美しい水環境・景観の形成
	3 循環型社会の構築と地球温暖化の防止
2.安全・安心の確保	4 災害に強いまちづくりの推進
	5 消防・救急体制の充実

■にぎわいと住みやすさのあるまちづくり

政 策	施 策
3.拠点都市機能の充実	6 にぎわいのある市街地の形成
	7 交流基盤の整備
4.住みやすさの確保	8 良好な居住環境の整備
	9 都市基盤の整備・充実
	10 防犯・交通安全の推進

■地域資源を活かした産業の力みなぎるまちづくり

政 策	施 策
5.地域資源を活かした産業の育成	11 豊かな食を育み、地域で暮らし稼げる農業の振興
	12 山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地づくり
	13 次世代へつなぐ資源回復と安定し魅力ある水産業の振興
	14 顧客に選ばれる商工業の振興とにぎわいの創出
	15 地域の誇りが人を誘う、おもてなしの“環光”地づくり

■豊かな心と学びを育むまちづくり

政 策	施 策
6.夢を育む教育の推進	16 学校教育の充実
	17 青少年・若者の育成
7.地域文化の振興	18 地域文化の再発見・保全
	19 生涯学習・スポーツの振興

■健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり

政 策	施 策
8.住民みんなの健康づくりの推進	20 医療体制の充実
	21 生涯健康づくりの推進
9.支えあう地域づくりの推進	22 地域福祉の推進
	23 地域で支える子育ての推進
	24 高齢者福祉の充実
	25 障害者福祉の充実

■協働で築く地域力のあるまちづくり

政 策	施 策
10.住民自治と協働の推進	26 住民自治と地域活動の推進
	27 人権が尊重されるまちづくり
	28 協働の推進
11.行財政の運営	29 効果的な行財政運営
	30 広域行政の推進

○四万十市環境基本計画（四万十市・平成 25 年 4 月改訂）

【目標年次】 平成 29 年

【理想とする環境像】 四万十川と緑の大地を守りゆく心豊かなまち しまんと

基本目標①(自然環境) 四万十川に代表される自然環境の保全と創造

取組	重点項目
整流四万十川、太平洋といった美しい水辺や、多種多様な木々に覆われた緑豊かな山間部など、これらの誇れる豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくために、自然環境を保全し自然や生物を守り育てることで、自然と人が共生していく環境を創造します。	○河川の水質について、排水対策（下水道整備、浄化槽普及を施し、水質改善を図ります。 ○重要文化的景観の選定を受けた四万十川の整流保全を積極的に図ります。

基本目標②(生活環境) ごみのない環境と循環型社会の構築

取組	重点項目
地域の特性に配慮しながら、大量生産、大量消費、大量破棄の社会・経済システムを見直し、郊外や化学物質の汚染がなく、さわやかな大気ときよらかな水に恵まれた環境の実現をめざして環境に負荷の少ない循環型社会の構築を進めていきます。	○ごみの排出量を削減します。 ○リサイクル率を上げます。

基本目標③(地球環境) 地球温暖化防止に取り組むまちの創造

取組	重点項目
地球規模の環境問題を、化石燃料に依存した現在のエネルギー利用形態や私たちの生活様式に起因するものと認識し、あらゆる事業活動や日常生活において地球環境の保全に取り組み、安全で枯渇の心配がない再生可能エネルギーや省エネルギーを取り入れ、地球にやさしいまち「環境都市」を目指します。	○再生可能エネルギーの導入及び利用を図り、全体のエネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率を高めます。 ○省エネ・節電対策の取り組みにより、消費電力量の削減を図ります。 ○市関係施設を新設する場合には再生可能エネルギー設備と省エネルギー設備を導入します。

基本目標④(環境学習) 協働による元気なまちの創造

取組	重点項目
望ましい環境像を実現するためには、私達が環境問題の現状を理解し行動をしなければなりません。市広報や体験・学習を通じ、協働による元気なまちを創造します。	○市民、事業者に対して、環境情報の提供を常に行える環境整備をします。

○四万十川景観計画（四万十市・平成 27 年 10 月改訂）

【環境基本計画との整合性】

四万十市環境基本計画では、「四万十川に代表される自然環境の保全と創造のため、清流四万十川、太平洋といった美しい水辺や、多種多様な木々に覆われた緑豊かな山間部など、これらの誇れる豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくために、自然環境を保全し自然や生物を守り育てることで、自然と人が共生していく環境を創造する。」とあります。

この四万十市環境基本計画の理念を踏まえ景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を次のとおり定めます。

【基本方針】

（１）当計画は、高知県が平成 18 年 10 月より運用している「高知県四万十川の保全と流域の振興に関する基本条例」における景観形成基準に準じ、住民の理解と協力のもと見直しを行いながら進めていくこととします。

（２）住民生活、経済活動等との調和のもと、国土交通省、四国森林管理局、高知県、四万十川流域の自治体等、関係行政機関の既存の計画と調和が保たれるよう連携して取組みます。

【関係者の責務】

良好な景観は優れた環境との調和のもと実現されます。四万十川の川面の利用に際しては、細心の注意をはらうこととし、漁具の浮きや屋形船等についても景観と調和する自然素材を利用するなどの工夫を行うなど、流域で景観に対する意識を共有して取組むこととします。

行政、住民、事業者は良好な景観の形成に関する方針にしたがい、それぞれの立場において環境の保全、景観の保全に努めることとします。

以下に行政、住民、事業者それぞれの責務を明確にし、四万十川流域の良好な景観の保全に努めることとします。

（１）行政の責務

景観を構成する自然的、社会的特性を的確に把握し、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及について積極的に役割を果たし、市民の理解と協力を得て景観特性に応じた各種施策の実施に努める。

（２）住民の責務

自分たちの住む地域の自然的特性の理解を深め、住民自らが良好な環境及び景観の維持に努め、各行政機関と協働して地域の環境、景観が保全されるよう取組む。

（３）事業者の責務

良好な景観の形成に関して理解し、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に積極的に取組み事業活動が地域の景観の保全に努める。

○四万十市中心市街地活性化基本計画（四万十市・平成 20 年 7 月策定、
平成 23 年 7 月変更）

【目標年次】 平成 25 年 3 月（※平成 20 年 7 月策定時）

【目標コンセプト】 『清流に笑顔がかよう小京都中村』

【目標方針】

《1 本目の柱》 賑わいと回遊性のあるまちづくり

目標：地域住民及び遠くから訪れるお客さんの回遊性向上

回遊性の高い、歩いてまわれるコンパクトな市街地づくりと、多様な機能が凝縮した魅力ある中心市街地の形成に向け、公共施設の集積性による強みをさらに強化するとともに、サンリバー四万十跡地を活かした四万十物産館「あるねや(仮称)」の建設やイベント等によるソフト事業等の実施、さらにはバス等による公共交通の有効活用により、商店街における歩行者・自転車の通行量の増加と、来訪者(観光客等含む)の宿泊数を増加させることにより、まちなかへの賑わいづくりを目指していきます。

《2 本目の柱》 安心・安全 住みやすいまちづくり

目標：子育て世代や高齢者の方が安心して生活できる住環境の提供

少子高齢化と人口減少が顕著に進む中心市街地において、高齢者が過ごしやすい環境づくり、子育て世帯への支援などによる総合的な支援を図るとともに、公共施設や商業施設の集積性を活かし、さらには新庁舎建設等の公共公益施設の耐震化などの防災対策に取り組むことにより、来訪者だけでなく、居住者にとって住みやすい環境づくりを目指していきます。

《3 本目の柱》商店街の再生による魅力あるまちづくり

目標：中心商店街の再生による地域経済の活性化

四万十市の中心であるだけでなく、幡多地域の中心として多様な都市機能が集積している環境にあるにもかかわらず、総体的に低迷している商業環境について、郊外部での大規模集客施設の立地規制などとともに、中心市街地における商業機能の再生を積極的に実施し、地域活力の向上を目指していきます。

○四万十市産業振興計画（四万十市・平成 27 年 3 月策定）

【目標年次】 平成 36 年

産業振興計画の推進によって目指す将来像（10 年後の成功イメージ）

地域資源を活かした産業の力みなぎる四万十市

この将来像（成功イメージ）には、「地産地消」（地元で購買する、地元企業・地元産品を使うこと）を促進し市内における経済の循環を大きくするとともに、本市が有する豊かな地域資源（山・川・海すべてそろった豊かな自然環境、優れた農林水産物や加工品、“食”、さらには歴史・文化など）を育て、磨き上げ、組み合わせることで新たな付加価値を生み出し、“四万十”のブランド力を磨き、余すところなく発信し売り出すことで、市外からお金を稼ぐ「地産外商」を推進し、競争力があり持続可能な産業としての力みなぎる四万十市にしていきたいとの思いが込められています。

計画全体を貫く目標 ①

■10 年後の市内総生産額 1,100 億円以上を目指す

○各産業分野の取り組みと産業間連携による「地産地消」、「地産外商」の推進により生産額を増加させ、10 年後の市内総生産額 1,100 億円以上を目指す。

《参考：平成 23 年の市内総生産額 1,053 億円》

計画全体を貫く目標 ②

■今後 10 年間の人口の社会増減（転入数と転出数の差による増減）をプラスにする

○産業振興計画の推進により産業力を高め、若者が働ける場を増やす。

↳ 若者の流出を抑制

⇨ 人口の社会増へ

・U・I ターンの実現も可能に

《参考：平成 17～25 年（年平均）の社会増減 社会減▲139 人》

戦略の加速化

○計画推進体制と支援策の強化

○県産業振興計画との連携と協調

○「産・官・学・金・労・言」の連携

○移住促進による活性化

商工業・観光をけん引役に産業を骨太なものに押し上げる！

“四万十”をまるごと発信・販売

～“四万十”のブランド力を磨き、余すところなく発信し売り出すことで、市外からお金を稼ぐ「地産外商」を推進～

産業間連携テーマ：「地産地消の促進」・「地産外商の推進」

～「地産地消」（地元で購買する、地元企業・地元産品を使うこと）を促進するとともに、豊かな地域資源を組み合わせることで新たな付加価値を生み出す～

農 業 分 野	林 業 分 野	水 産 業 分 野	商 工 業 分 野	観 光 分 野
（目指す姿） ◆豊かな食を育み、 地域で暮らし輝げる農業	（目指す姿） ◆山で若者が働く、 全国トップクラスのヒノキ産地	（目指す姿） ◆次世代へつなぐ資源回復と 安定し魅力ある水産業	（目指す姿） ◆顧客に選ばれる商工業と 販売の創出	（目指す姿） ◆地域の誇りが人を誘う、 おもてなしの“観光”地
（数値目標） ○農業市内総生産額 ○認定農業者数	（数値目標） ○原木生産量 ○木材・木製品 製造品出荷額等	（数値目標） ○内水面漁業 漁獲量 ○海面漁業 漁獲量	（数値目標） ○小売・卸売業 年間商品販売額 ○製造品出荷額等	（数値目標） ○観光入込客数 ○市内宿泊者数
【10 年後】 14 億円以上	【10 年後】 75,000 m ³ 以上	【10 年後】 80 t 以上	【10 年後】 850 億円以上	【10 年後】 140 万人以上
【5 年後】 13 億円以上	【5 年後】 60,000 m ³ 以上	【5 年後】 65 t 以上	【5 年後】 800 億円以上	【5 年後】 130 万人以上
【現状（H23）】 11 億 9,000 万円	【現状（H24）】 47,000 m ³	【現状（H24）】 56 t	【現状（H19）】 798 億 1,000 万円	【現状（H25）】 125 万 6,000 人
【10 年後】 170 人以上	【10 年後】 9 億円以上	【10 年後】 40 t 以上	【10 年後】 100 億円以上	【10 年後】 25 万人以上
【5 年後】 150 人以上	【5 年後】 8 億円以上	【5 年後】 35 t 以上	【5 年後】 95 億円以上	【5 年後】 22 万人以上
【現状（H25）】 127 人	【現状（H24）】 7 億 5,000 万円	【現状（H24）】 30 t	【現状（H24）】 92 億 8,000 万円	【現状（H25）】 21 万 1,000 人

基本戦略①

足腰を強め、地力を高める

基本戦略②

産業間の連携を強化する

基本戦略③

情報発信と外商の強化

基本戦略④

産業の担い手、人材の確保・育成

○四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略（四万十市・平成 27 年 10 月策定）

【目標年次】 平成 31 年

【基本目標】

基本目標 1 地産外商により安定した雇用を創出する

方向性	具体的な施策	
地産を強化する	農業の振興	①戦略品目の生産拡大 ②生産性の高い栽培技術、次世代型技術の導入 ③環境保全型農業の推進 ④経営力の強化と組織的な経営の推進 ⑤農地の利用調整と耕作放棄地対策
	林業の振興	①長伐期施業の推進とブランド化 ②原木生産の拡大 ③加工・流通体制の強化 ④健全な森づくり
	水産業の振興	①天然水産資源の回復・生産量UP ②栽培漁業の推進 ③水産物の加工、販売促進
	商工業の振興	①地域資源を活かした商品開発 ②四万十の“食”文化の磨き上げ ③中心市街地、商店街の魅力・賑わいづくり ④地震防災対策の強化 ⑤企業誘致の推進
	地産地消の推進	①地元消費拡大に向けた
外商を強化する	地産外商の推進	①事業者連携の促進と外商の推進
	観光の振興	①滞在型の観光商品づくり ②広域連携による周遊観光の推進 ③観光商品のセールス ④おもてなし環境の整備
	シティプロモーションの展開	
	産業振興推進総合支援	
産業の担い手、人材の確保育成	各産業分野の担い手、人材の確保育成 1) 各	①一次産業の新たな担い手、人材の確保育成 ②創業や経営革新に意欲ある担い手、人材（事業者）の確保・育成 ③観光の担い手、人材の確保・育成

基本目標 2 新しい人の流れをつくる

方向性	具体的な施策
移住・定住の促進	①相談・支援体制の充実 ②情報発信と交流の促進 ③移住・定住環境の整備
市外からの人材誘致	①地域活動等の担い手の確保 ②一次産業の担い手、人材の確保育成【再掲】 ③創業や経営革新に意欲ある担い手、人材（事業者）の確保・育成【再掲】 ④観光の担い手、人材の確保・育成【再掲】 ⑤企業誘致の推進【再掲】

基本目標3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

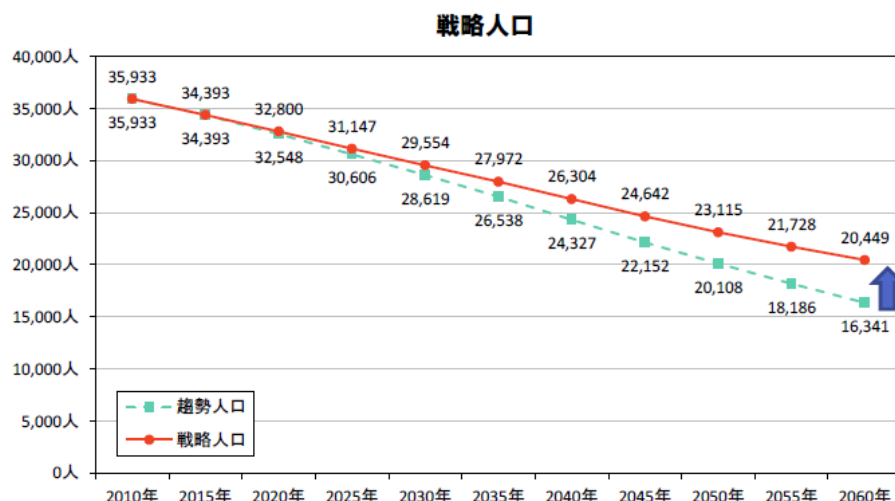
方向性	具体的な施策
若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる	①総合的な結婚支援 ②安全・安心な妊娠や出産のための支援 ③健やかな子どもの成長と発達のための支援 ④子ども医療の充実 ⑤保育サービスの充実 ⑥地域での子育て支援の充実

基本目標4 地域に合った小さな拠点をつくり、まちとの連携により市民のくらしを守る

方向性	具体的な施策
地域におけるくらしの維持と創生	①小さな拠点等の整備促進と活動支援 ②中山間地域の生活支援 ③地域活動等の担い手の確保【再掲】
地域で支えあう活動や 地域で支えあう活動や取り組みの推進 取り組みの推進	①住民がいつまでも住み慣れた地域で、安心して健康に暮らせる地域づくりの推進
にぎわいのあるまちづくり	①まちなかのにぎわい再生 ②北部地域の拠点づくり（北の玄関口） ③市全域の回遊性のあるまちづくり ④安全・安心に暮らすことができる災害に強いまちづくり
広域連携による魅力あふれる地域づくり	①幡多広域定住自立圏の取り組みの推進 ②広域連携による周遊観光の推進 【再掲】

〇四万十市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（四万十市・平成27年10月策定）**【対象期間】** ～平成72年（2060年）**3 目指すべき四万十市の戦略人口**

〇ここまでのシミュレーションの結果などを踏まえ、四万十市では、2060年の戦略人口として、20,500人の確保を目指します。



○第2次幡多地域定住自立圏共生ビジョン（四万十市、宿毛市・平成27年10月改定）

【ビジョン期間】 平成27年度～平成31年度

【幡多地域定住自立圏構成市町村】 四万十市、宿毛市、土佐清水市、大月町、黒潮町、三原村

【定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組】

①高度医療・地域医療ネットワークの充実

＜形成協定＞

切れ目のない医療を適切に提供できるよう、救急医療や高度医療を担う中核病院と圏域内の各病院や診療所の役割分担と機能・連携の強化、ネットワーク化を促進し、高度医療・地域医療ネットワークの充実を図る。

②滞在型・体験型観光の推進

＜形成協定＞

（一社）幡多広域観光協議会や各観光協会等との連携強化を図り、四万十川や足摺岬など観光資源に恵まれた幡多ブランドを確立のうえ、全国・海外にPRし、幡多地域の知名度を向上させるとともに、2泊3日以上での周遊ルートの作成や体験プログラムの開発などを通じて、圏域での滞在型・体験型観光を加速させる。

③図書館ネットワークの構築

＜形成協定＞

圏域住民の教育・文化の向上のため、圏域の図書館全体としての蔵書の確保と充実を図るとともに、市町村の垣根なく図書の貸し借りが出来るよう図書検索システムや図書館システムのほか、県立図書館物流システムの活用など、図書館ネットワークを活用し、住民が利用しやすい環境を整備する。

④地域公共交通ネットワークの構築

＜形成協定＞

土佐くろしお鉄道中村・宿毛線、市町村間を結ぶ高知西南交通バス路線、宿毛フェリーの宿毛佐伯航路などの効果的かつ効率的な運行や利用促進策について総合的な調整を行い、圏域住民の暮らしに必要な地域公共交通を確保し、充実させるとともに、観光振興等による地域活性化の視点を加えた圏域にとって望ましい地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。

⑤情報通信ネットワークの整備促進

＜形成協定＞

圏域における超高速ブロードバンドエリアの拡大を図り、医療、産業振興、教育・文化、防災・減災対策などの各分野における情報通信ネットワーク化を促進する。

⑥職員の合同研修及び研究等

＜形成協定＞

職員の資質及び圏域マネジメント能力の向上と圏域職員間の連携を強化するため、合同による研修や研究等を行う。

○中村市緑の基本計画（平成 15 年 3 月策定）

【基本理念】『山 川 海一四万十の水面に輝く緑のまちづくりー』

【基本方針】

- ・中村らしい水と緑を保全し、未来へ継承する
- ・みんながいいきと輝く花と緑の拠点づくり
- ・きらめく緑のネットワークの形成
- ・身近に花と緑が輝くまちづくり
- ・市民・事業者・NPO・行政とのパートナーシップによる花と緑を育むまちづくり

中村市の将来の緑のまちづくりイメージです

